

9 収入状況について（税込み）

(1) 下水道使用料等の収入状況

下水道使用料の現年度分の収入率は90.0％で、繰越分の収入率は92.4％となっている。
 受益者負担金の現年度分の収入率は93.8％で、繰越分の収入率は22.6％となっている。

収入状況の内訳は、次のとおりである。

（単位：円、％）

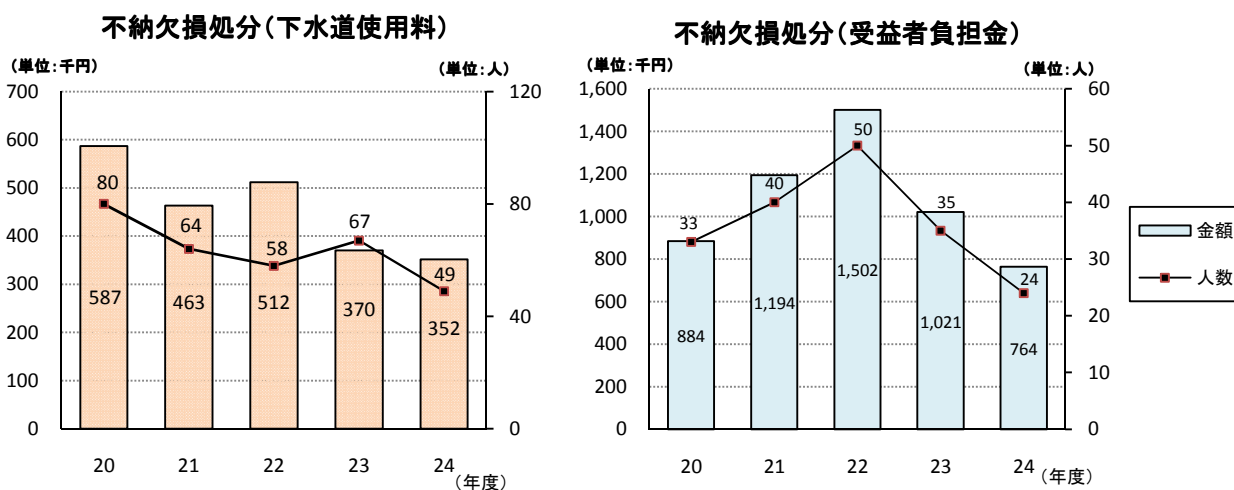
区 分		調定額	不納欠損額	差引調定額	収入額	未収入額	収入率
現年度分	営 業 収 益	613,483,403	0	613,483,403	580,349,873	33,133,530	94.6
	下水道使用料	331,545,878	0	331,545,878	298,512,348	33,033,530	90.0
	他会計負担金	281,595,000	0	281,595,000	281,595,000	0	100.0
	その他の営業収益	342,525	0	342,525	242,525	100,000	70.8
	営 業 外 収 益	335,760,361	0	335,760,361	318,329,933	17,430,428	94.8
	計	949,243,764	0	949,243,764	898,679,806	50,563,958	94.7
	受益者負担金	33,987,850	0	33,987,850	31,880,670	2,107,180	93.8
繰越分	営 業 収 益	35,937,864	352,143	35,585,721	32,902,074	2,683,647	92.5
	下水道使用料	35,797,864	352,143	35,445,721	32,762,074	2,683,647	92.4
	その他の営業収益	140,000	0	140,000	140,000	0	100.0
	営 業 外 収 益	54,600	0	54,600	54,600	0	100.0
	計	35,992,464	352,143	35,640,321	32,956,674	2,683,647	92.5
	受益者負担金	5,895,370	764,370	5,131,000	1,157,540	3,973,460	22.6
合 計		1,025,119,448	1,116,513	1,024,002,935	964,674,690	59,328,245	94.2

(2) 不納欠損の状況

下水道使用料の不納欠損処分額は352,143円で、前年度に比較して17,451円（4.7％）の減である。対象者は49人で、前年度と比較して18人の減となっている。

受益者負担金の不納欠損処分額は764,370円で、前年度に比較して256,410円（25.1％）の減である。対象者は24人で、前年度と比較して11人の減となっている。

不納欠損の理由を見てみると、下水道使用料では無届転居によるもの（32人）が最も多くなっているが、受益者負担金では土地所有者が県外在住等で連絡がとれないことによるもの（15人）が最も多くなっている。



10 補てん財源について（税込み）

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額（差引決算額）229,531,720円は、損益勘定の現金支出を伴わない費用である減価償却費等や減債積立金等の内部留保資金で補てんされる。内訳は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	補てん財源額	補てん額	残 額
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	23,973,916	23,973,916	0
減 債 積 立 金	0	0	0
引 継 金	84,305,729	84,305,729	0
過年度分損益勘定留保資金	0	0	0
当年度分損益勘定留保資金	342,626,458	121,252,075	221,374,383
減 価 償 却 費	329,931,709		
資 産 減 耗 費	12,694,749		
当年度分未処分利益剰余金	65,255,104	0	65,255,104
計	516,161,207	229,531,720	286,629,487

※ 「引継金」＝下水道事業特別会計からの引継現金（97,982,760円）＋特例的収入（35,992,464円）
－特例的支出（49,669,495円）

上記の表にある補てん財源は、上から順に補てん財源として使用することになっており、当該年度で補てんに使用する額が補てん財源額を下回り、残った場合は翌年度に過年度分として使用することができるものである。本年度は、補てん財源額が516,161,207円に対し、資本的収支の不足額は229,531,720円であり、残り286,629,487円が翌年度へ繰り越されることになる。

11 予算議決事項について（税込み）

予算第5条企業債、第6条一時借入金、第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条他会計からの補助金については、いずれも議決されたところに従って適正に執行されている。

（単位：円）

区 分	議 決 額	執 行 額	比 較 増 減
企 業 債	1,142,700,000	910,900,000	-231,800,000
一 時 借 入 金	500,000,000	270,000,000	-230,000,000
職 員 給 与 費	68,240,000	67,021,362	-1,218,638
他 会 計 補 助 金	305,900,000	305,047,220	-852,780